**令和７年度　那覇市**

**介護保険施設整備候補者公募要項**

**１　公募の趣旨**

「第９次なは高齢者プラン(令和６～８年度)」に基づき、介護保険法（平成９年法律第123号）に基づく介護保険施設の整備を目的として、介護保険施設の開設または増床の許可を受けようとする候補者（以下「候補者」という。）を選定するための公募を行う。

**２　公募内容**

(1)　整備地域・整備施設・整備定員数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 整備地域 | 整備施設 | 整備定員数の上限 | 備考 |
| １ | 那覇市内 | 介護医療院 | １００人 | ※開設、増床を問わない |
| ２ | 那覇市内 | 介護老人保健施設 | ４０人 | ※開設、増床を問わない |

(2)　整備完了期日：令和９年３月31日

(3)　公募期間　　：令和７年８月８日（金）～令和７年９月25日（木）

**３　応募者の資格要件**

　本公募に応募する事業者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる事項をすべて満たさなければならない。

(1)　医療法人、社会福祉法人、厚生労働大臣が定める者のいずれかに該当すること。

(2)　介護保険法の以下の条文の欠格事由に該当しないこと（参考様式１又は２を参照）

ア　介護老人保健施設の応募の場合は、第94条第３項の第４号～第11号までに該当しないこと。

イ　介護医療院の応募の場合は、第107条第３項の第４号～第14号までに該当しないこと。

(3)　那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第２条に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(4)　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

(5)　直近３年間の国税、都道府県及び市町村税を滞納していないこと*。*

**４　応募要件**

応募者は応募に際し、次に掲げる事項をすべて満たさなければならない。

(1)　介護保険法及び介護保険法に基づく基準等（「11　関係法令」を参照）を全て満たし、原則として令和９年３月31日までに整備施設の開設許可又は開設許可事項変更許可（以下「開設許可等」という。）を受け、運営開始できるものであること。

(2)　都市計画法、消防法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、その他建物や土地にかかる法的規制について、関係部局等に事前相談を行い、あらかじめ当該計画の実現性を確認していること。

(3)　建設用地については、原則として、法人自らの所有（買収見込を含む。）が確定していること。また、有償、無償を問わず借り上げにより建設用地を確保する場合は、施設の長期運営に必要な措置（30年間以上の地上権等の設定）が取れるものであること。

土地を今後売買により取得する（借地を含む）場合は、応募の段階では契約を有していなくても、売買（借地）が確実であることが証明できればよい。その場合、公募で選定されない場合は、契約が無効である旨を明記した土地売買（無償貸与または賃貸借）確約書等を添付すること。

(4)　土地建物に当該事業以外の目的による抵当権その他当該事業の遂行を制限するおそれのある権利が設定されていないこと。または、その権利の抹消が確実であること。

(5)　独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業を利用する場合は、事前に同機構に相談し、借入限度額や償還計画等について十分な調整を行うこと（銀行等、その他の金融機関の場合も同様）。

(6)　公的補助の有無は現時点では未定のため、公的補助を除く自己資金等で事業を遂行できる計画とすること。

**５　応募手続**

(1)　応募書類

ア　提出書類　別添「提出書類一覧」参照のこと

イ　提出部数

応募者は、様式第１号～第６号、参考様式（介護老人保健施設の応募の場合は参考様式１と３、介護医療院の応募の場合は参考様式２と３）及びその他必要書類を各９部（正本１部、副本８部）作成し、１部ずつＡ４ファイルに綴じて提出すること。提出にあたっては、目次、インデックス及びチェックリストも添付すること。

　　【応募書類の作成例】

○原則Ａ４版とし、Ａ３図面等はＡ４サイズに折りたたみ、Ｂ５やＢ４サイズの用紙はＡ４用紙に貼り付けて綴じること。

○ページを付けること。

○添付書類に、番号表記のインデックスをつけること。

○１部ずつ、全体をＡ４ファイル等で綴ること。

○副本はコピー可。ただし、原本がカラーの場合は副本もカラーとすること。

（代表者（法人登記）印部分を除く。）

○できるだけホチキス止めしないで提出すること。

 (2)　応募書類の提出

ア　受付期間 令和７年８月８日（金）～令和７年９月25日（木）　※土・日・祝日を除く

イ　受付時間：午前９時～午後４時迄 ※正午～午後１時を除く

ウ　受付場所：〒900-8585　沖縄県那覇市泉崎１丁目１番１号（市庁舎２階）

那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課施設グループ

ＴＥＬ：098-862-9010（内線2415）

エ　受付方法：原則、事前の電話予約のうえ、受付場所に持参すること。

※特別な事情により直接持参できない場合（原則として遠隔地（県外や離島等）にある者を対象とする。）は、電話連絡のうえ書留郵便により提出すること。なお、書留郵便による提出は、令和７年９月25日（木）必着とする。

※受付期間内に応募書類が整わない場合は、いかなる事情があっても一切受け付けない。

**６　留意事項**

(1)　応募に関する一切の費用については全額応募者側の負担とする。

(2)　提出書類について、市からの求めに応じる場合以外は、受付期間の終了後の応募書類の再提出又は差し替えは認めない。

(3)　候補者選定時において必要があると認める場合には、追加資料の提出を求める場合がある。

(4)　提出書類は理由を問わず返却はしない。また、提出書類は今回の選定以外には使用しない。

(5)　応募書類その他提出した資料は、那覇市情報公開条例（平成26年条例第26号）の規定に基づき開示することがある。

(6)　応募受付後、辞退をする場合は速やかに辞退届出書（任意様式）を提出すること。

(7)　原則として、本公募による選定を受けたことに係る権利は、その譲渡等を認めない。

(8)　国・県・市の補助金で建設した既存建物等を増改築又は改修する場合においては、補助金の一部または全額の返還が生じる可能性があるため、財産処分に関して事前に関係部局等に確認を行うこと。

**７　施設整備にあたっての地域住民や地権者への説明等について**

(1)　事業運営のために地域住民等との連携が必要であるため、施設を整備することについて、施設整備予定地の隣接者や自治会等から事前に了承を得ること。

(2)　施設整備予定地の隣接者については、直接隣接する民地について、公図上の土地地権者（原則、借地・借家人も含む）に建物と事業内容等について十分説明を行い、理解を得た上で、その説明経過と同意書を提出すること。また、施設整備予定地に直接隣接しない場合でも、事業者の責任において状況に応じて地権者などに建物と事業内容等について説明を行い、協力が得られるよう努めること。

(3)　地域住民等への説明は、「那覇市の介護保険施設整備候補者の公募に応募するための事前説明であり、現時点では施設整備が確定したものではなく、公募に応募して整備法人として選定されなければ事業化されない」という前提を丁寧かつ的確に説明し、誤解のないよう十分注意して行うこと。

(4)　地域住民等への説明は、同意書を形式的に求めるのではなく、施設整備や事業が円滑に実施できるように、地域住民等の理解と協力が得られる状態であること。

**８　候補者の選定について**

(1)　応募の審査

ア　那覇市介護サービス事業者等整備候補者選定評価委員会（以下、「選定委員会」という。）において、提出された応募書類及び応募者によるプレゼンテーションを受けて総合的に評価を行う。評価により選定水準に満たない場合は選定対象外とする。※選定状況についての照会には一切応じない。

イ　審査の主な視点

(ｱ)　事業経営の理念

(ｲ)　地域との連携

(ｳ)　サービスの質の確保

(ｴ)　利用者の尊厳と権利の擁護

(ｵ)　利用者の安全の確保

(ｶ)　建物設備・事業予定地

(ｷ)　資金計画

ウ　次のいずれかに該当する場合は、評価点から減点する。

(ｱ)　事業予定地が、なはMAP（旧那覇市防災マップ）で指定する土砂災害危険箇所等（土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域・河川浸水想定区域・津波浸水地域等）である。

(ｲ)　本市が実施した介護サービス事業者の公募における選定後の取消又は辞退歴（過去３年以内）がある。

 (2)　審査対象の除外等

次のいずれかに該当する場合には、審査の対象から除外し、応募を無効とする。

ア　候補者が申し込み時に提出した応募書類等において、その内容に虚偽又は事実と著しい内容の相違、あるいは不正があると認められたとき。

イ　応募法人またはその関係者が選定に関して有利になるよう選定委員会の構成員に接触したとき。

ウ　応募後に「３　応募者の資格要件」及び「４　応募要件」に満たないことが確認されたとき。

エ　その他不正な行為があったとき。

(3)　候補者の選定

ア　審査結果を受けて候補者の選定を行う。

※当該選定は開設許可等が確定されたものではありません。後日、改めて事業者の開設許可等の申請手続きが必要となりますが、基準を満たさない場合は許可を行いません。

イ　候補者の整備数が２－(1)の整備定員数の上限に達しない場合、次の順位の候補者は、２－(1)の整備定員数の上限から、先の順位の候補者の整備定員数を除した数の整備定員数について、開設許可等の申請手続きを行うことができる。

(4)　結果の通知及び公表

選定結果については、すべての応募者全員へ文書で通知するとともに、那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課ホームページにて公表する。

 (5)　選定の取消

ア　選定後も、提出された書類の内容に重大な不備及び虚偽があったと認められる場合や、重要な事項（建設予定地・資金計画等）の変更があった場合は、決定を取り消すことができるものとする。

（決定の主な取消事項）

(ｱ)　候補者が、虚偽その他不正な手段により選定を受けたとき

(ｲ)　応募法人に重大な変更が生じたとき

(ｳ)　建設予定地の変更、または建設予定地が確保できないとき

(ｴ)　整備計画に重大な変更が生じたとき

(ｵ)　建設等に必要な資金調達が明らかに困難になったと認められるとき

(ｶ)　その他、整備施設の運営に支障をきたすと認められるとき

イ　事業開始日に大幅な遅延が生じた場合、あるいは整備施設の開設許可等の申請が原則として事業開始日の前々月の20日までに提出されなかった場合（市がやむを得ないものと認めた場合を除く。）は、その決定を取り消すことがある。

ウ　ア及びイの決定を取り消した場合、要した費用の弁済及び損害賠償を市に求めることはできない。

エ　選定を取り消した際は、取り消された候補者を除いて改めて審査結果の中から整備する法人等を選定できるものとする。

**９　質問事項等の照会先**

(1)　質問票によりメールで提出し、併せて電話で受信の確認を確実に行うこと。

質問内容（質問法人等の名称を除く）及び回答については、那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課ホームページで随時（概ね１週間程度）回答する。

《照会先》　那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課　施設グループ　橋口・新里・﨑村

手順１　質問送付票の送信先　メール：naha\_h\_tya-gan002@city.naha.lg.jp

※標題を「介護保険施設整備候補者公募質問票」と明記すること。

手順２　質問送付票の受信確認先　ＴＥＬ ：098-862-9010

(2)　質問内容は簡潔かつ明確に記載すること。

(3)　応募者は、介護保険法及び関係基準を熟知したうえでの応募を前提としているため、開設許可基準等の自らで確認できる内容の質問は受け付けない。ただし、基準条例等の解釈上の疑義についてはこの限りではない。

(4)　応募状況及び応募者に関する問い合わせには応じない。

(5)　質問受付期限

令和７年８月22日（金）16：00迄 ※質問受付期間終了後の質問は受け付けない。

**10　スケジュール**※日程については、変更が生じる可能性もあります。

|  |  |
| --- | --- |
| 日程 | 概要 |
| 令和７年８月８日（金） | 募集要項掲載 |
| 令和７年８月22日（金） | 質問受付終了 |
| 令和７年９月25日（木） | 応募書類の提出期限 |
| 令和７年10～11月頃 | 選定（応募者によるプレゼンテーションを実施） |
| 令和７年10～11月頃 | 選定結果通知 |

**11　関係法令**

(1)　那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（令和６年那覇市条例第13号）

(2)　介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第５号）

(3)　那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（令和６年那覇市条例第８号）

(4)　介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）